

# 食品衛生責任者養成講習会開催要領

食品の安全性を確保し消費者が安心できる安全な食品を提供することは食品等事業者に課せられた社会的責務であります。

食品衛生法第50条第2項に基づき都道府県が定めた管理運営基準の中で、営業者は施設又は調理・製造加工工程(部門)ごとに従事者の中から食品衛生に関する責任者(食品衛生責任者)を定めておかなければならないと規定されております。

本講習会は、この食品衛生責任者の資格の無い人が、資格を得るための講習会です。

食品関連施設では食品衛生責任者の設置が義務付けられておりますので、未設置の施設、また今後営業施設で勤務する際、役立ちますので受講をお勧めします。

(栄養士・調理師・製菓衛生師等の資格をお持ちの方は、食品衛生責任者になることができます。)

- 1. 講習会日時等** : 平成30年3月13日(火)  
受 付 : 9:00~  
講 義 : 9:30~16:30  
修了証書授与 : 16:30~
- 2. 開催場所** : いわて県民情報交流センター(アイーナ) 8階 研修室812  
盛岡市盛岡駅西通1-7-1 TEL:019-606-1717
- 3. 受講資格** : 食品関連施設従事者および従事予定者
- 4. 受講料** : 岩手県内の食品衛生協会 会員 5,000円 } 当日受付で  
非会員 10,000円 } 申し受けます。
- 5. 定 員** : 有り 約90名  
定員になり次第、申込を締め切らせていただきます。
- 6. 申込期間** : 開催日の約1ヶ月前~定員まで
- 7. 申 込 み** : 所定の申込書にてFAX又は郵送  
(申込書は1ヶ月前より当協会ホームページよりダウンロードできます。)

※ 受付を確認した方には、受付番号を記した申込確認書を送信(FAX)いたしますので、当日必ずご持参下さい。

FAXでの申込確認書の送信を希望しない場合は、郵送で82円切手を貼った返信用の封筒を同封の上、お申込み下さい。

TEL・FAX 019-651-5418

住所: 〒020-0021 盛岡市中央通2丁目1-14 一般社団法人岩手県食品衛生協会